

令和5年度第1回議会改革推進会議

- 1 日 時 令和5年6月27日（火）午後2時00分開会
午後2時37分閉会
- 2 場 所 議事堂第3委員会室
- 3 出席者 委員長 奥野詠子
委員 武田慎一、永森直人、川島 国、藤井大輔、
瀬川侑希、澤崎 豊、庄司昌弘、井加田まり、
火爪弘子、佐藤則寿

I T活用検討委員会委員長 大門良輔

4 協議の経過概要

奥野委員長 それでは、御案内のお時間になりましたので、ただいまから令和5年度第1回議会改革推進会議を開会いたします。

皆様には、お忙しいところお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

新しい委員の方もいらっしゃいますので、この会議につきましては、本県議会が議会改革に継続的に取り組むため、議会基本条例に基づき設置されたものであります。毎年度、議会改革に関する行動計画を策定し、その進捗状況を県民に公表することとされております。

会議の委員長は副議長が務めることとされておりますので、私もこれまでの運営方針を引き継ぎながら、各委員の皆さんの御協力をいただければ大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

本日は、I T活用検討委員会の大門委員長にも出席をいただいております。

それでは、協議に入ってまいります。

まずは、協議事項1、令和4年度議会改革に関する行動計画の進捗状況についてであります。

本年2月16日、令和4年度第5回会議の後に、渡辺前議長、瘡師前副議長が記者会見をし、その時点での進捗状況を発表されました。そこから修正した資料——そこから後のものですね——修正したものを皆様のお手元に配付しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（青柳議事課長） ページ番号は右肩に振ってありますが、2ページを御覧ください。

資料1、令和4年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について（案）でございます。

左の欄が行動計画の項目、右の欄が令和4年度の実施結果・検討結果となっております。

1番目は省略いたしまして、2番目の住民との情報共有の推進でございます。

（1）議会広報の充実でございます。

右側を見ていただきまして、1つ目、7月に議会広報紙「TOYAMAジャーナル」第2号を発行しまして、公民館等に配架するとともに、議会ホームページに掲載したところでございます。部数は約1万8,300部。このほか、後から出てまいります。県内高校生に約3万1,000部を配布しております。議会ホームページ及び広報紙をPRするため、インターネットによる広告配信を実施するとともに、ウェブアンケート調査を実施しております。

参考に書いてありますが、TOYAMAジャーナルは、日本地域情報コンテンツ大賞2022のWEB部門におきまして優秀賞を受賞しております。

（2）ソーシャルメディア利用等による情報発信でございます。

11月定例会から全常任委員会の録画配信を開始しております。

3ページを御覧ください。

3番目、主権者教育の推進と住民参加の取組でございます。

右側の、1番目は先に説明したとおりです。

2 番目、高等学校で出前講座を実施しております。4 年度は、私立高校 2 校に加えまして、県立高校 1 校で実施しております。生徒数は、全体で 600 名近くになっております。

3 番目、富山県青年議会合同学習会にアドバイザーとして 5 名の議員が参加しております。

4 番目、高校生富山県議会におきまして、8 月 19 日に高校生との意見交換を実施し、議員 12 名が参加しております。

最後は、委員会による意見交換会の実施でございますが、成長戦略特別委員会におきまして、SCOP TOYAMA 入所起業家との意見交換会を 1 月に開催しております。なお、その後 2 月には、課題整理のための委員会を開催しております。

4 番目、新たな機能強化の取組でございます。

(1) 議会における IT の活用でございます。

右側、2 番目と 3 番目、本会議等でタブレット端末の試行導入を 6 月定例会から開始しております。

このほか、予算特別委員会で議員配付資料投影用にディスプレイの利用を開始し、ペーパーレス化の推進に取り組んだところでございます。

4 番から 6 番目でございますが、会議資料等のペーパーレス化の本格実施に対応するため、会議規則を改正するとともに、オンライン委員会の開会に対応するため、委員会条例を 2 月定例会におきまして改正しております。このほか、最後ですが、タブレット端末使用基準を 3 月に制定しております。

(2) 危機管理対応でございます。

1 つ目は、7 月に 2 回、メーリングリストの送受信テストを実施したほか、危機管理対応マニュアルに基づきまして、議場、傍聴席からの避難訓練を実施しました。あわせまして、一部議員のオンライン参加による各会派代表者会議を模擬で開催しております。これは 11 月 30 日、54 名が参加しております。

4 ページ、(3) 男女共同参画の推進でございます。

右側、2 番目のハラスメント防止体制の整備でございます。研修の実施を9月に行っております。

それから、ハラスメントの防止に関する要綱を制定し、4月に施行しております。

5、その他でございます。11月定例会におきまして、県議会の保有する個人情報の保護に関する条例を制定し、5年4月1日から施行されたところでございます。

以上でございます。

奥野委員長 ありがとうございます。

令和4年度行動計画の進捗状況につきましては、今ほど説明のあったとおりです。

冒頭に触れましたけれども、この進捗状況については、議会基本条例に基づきまして、県民に公表することとされております。

ただいま御説明いただいた案のとおり公表することよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

奥野委員長 御異議ないようでありますので、この案のとおり公表することといたします。

なお、公表は、これまでどおり、議会ホームページへの掲載等により行うことといたします。

次に、協議事項2、議員の請負の状況の公表に関する規程の整備についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（朴木総務課課長補佐） 5ページの資料2を御覧ください。

地方自治法の改正によりまして、地方議員の請負禁止の緩和が図られ、これまで、議員個人が当該自治体から請負をすることは一切認められていませんでしたが、改正後は年間300万円までの請負が認められることとなりました。

この改正に伴い、議員個人による請負状況の透明性を確保するため、年度内に規程を整備し、富山県から請負実績がある場合に報告を求めることとするものです。

1番、兼業の禁止、請負禁止の範囲の明確化・緩和でございます。

これまでは請負の定義が条文上不明確で、失職を恐れて立候補をちゅうちょする原因となっているという指摘がございまして、今般の改正で請負の定義が明確化されました。それが※1に記載されているとおりなのですが、広く業として行われる営利的な取引契約（反復継続的なもの）などと明確にされたところです。

個人による請負は、金額の多寡に関わらず禁止されていることが議員の成り手不足の原因になっているという指摘もありまして、年間300万円の範囲内であれば、個人による地方自治体に対する請負が可能になりました。

こういった規制緩和は、特に小規模地方議会において議員の成り手不足が深刻な問題になっておりまして、その解消を図るために、こういった規制の緩和がされたところです。

2番の報告、個人事業主（議員個人）の請負状況の透明性確保ですが、このような規制緩和に伴いまして、議会運営の公正が損なわれることのないよう報告を求めるものです。

具体的には、前会計年度中に富山県に請負をした議員に対し、毎年6月1日から6月30日までの間に、請負契約ごとに契約年月日や契約金額などの報告を求めます。こうした報告内容は、議長が公表することとなります。

3番、今後のスケジュールですが、今年度中に全国議長会の標準例を基に規程を作成いたします。次の6ページに規程の案がございまして、また後ほど御覧になっていただければと思います。

令和5年度中の請負状況につきまして、令和6年6月中に報告していただきまして、令和6年7月から、議会ホームページへの掲載や閲覧などによりまして公表することにしております。

7ページには、今説明した内容についてポンチ絵がありますので、また御覧ください。

私からの説明は以上です。

奥野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、意見や質問があればということですが、地方自治法の改正によって、富山県でもこういうものを規定していく必要があるということで、準備を進める案として御提示をいただいたところです。

一応それぞれの会派の皆さんに御意見を伺っていきますので、まずは自民党さん、いかがでしょうか。意見や質問があればということです。

永森委員 特にはないですけど、これはどこで決めるものなのでしょうか。この議会改革推進会議じゃないんですよね。

奥野委員長 これは、議会改革推進会議で規程案をまとめるということです。

藤井委員 公表に関する規程について決めるということですよ。

奥野委員長 そうです。公表に関する規程です。この仕組み自体は、地方自治法の改正で変わりましたので、今御説明いただいたとおり、報告をしないとイケないという報告の仕組みについての案ということです。

永森委員 去年の個人情報のときは、代表者会議で規程を決めましたよね。これはここで決めるんですか。

事務局（柏議事課課長補佐） この場で協議をしていただいて、議会改革推進会議も、もともと、議運の小委員会からスタートしていますので、当然、必要な改正案については議運、規程によっては代表者会議のほうにも報告していきたいと思っています。具体的な協議はここで行いたいと。

火爪委員 今回は、条例の改正とかは必要がないので、委員長が言われたとおり、仕組みをここでつくって報告をすればいいですよ。

奥野委員長 はい。一応、公表に関する規程案をこの場でまとめ、皆さんの御了承をいただければ、それで次の段階に諮るということになろうかと思います。

永森委員 分かりました。じゃ、今日はこの規程案をとりあえず持ち帰ればよろしいということですね。

奥野委員長 はい。まずは。

永森委員 じゃ、また新たに会議の場があって、そこで改めて検討していく流れでよろしいでしょうか。

奥野委員長 よろしいです。

永森委員 はい、分かりました。

奥野委員長 新令和さん、何かありますでしょうか。

澤崎委員 また持ち帰って話をしてみますが、要は、公表するための手続がこの案で、よいかということですよ。

奥野委員長 そうですね。この仕組みはこういうことになりましたということでありまして。

澤崎委員 中身はこうなんですよということ。

事務局（酒井事務局次長・総務課長） 中身は全国一律で。

澤崎委員 これは変えられないんですよ。

事務局 手続き論として、全国議長会から示される標準作成例にのっつけてつくるという形で、1つは請負禁止の範囲が緩和されますが、一方で報告の必要性が出てくるということです。

澤崎委員 報告の手続ということですね。分かりました。

奥野委員長 立憲民主党さん、何かございますか。

井加田委員 今回の地方自治法改正に沿った趣旨のものであり、理解しました。

奥野委員長 日本共産党さん、何かございますか。

火爪委員 了解いたしました。

奥野委員長 公明党さん、何かございますか。

佐藤委員 この流れで結構です。

奥野委員長 それでは、一応皆様にも、規程の案をお配り済みでありますので、中の文言だったりとか、表現だったりとか、ちょっと気になる点がありましたら、また御意見いただければと思います。

それでは、次に、協議事項の3、議会に係る手続のオンライン化への対応に入ってまいります。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（柏議事課課長補佐） 議会に係る手続のオンライン化への対応について、資料3になります。

資料3、8ページの前に、ちょっと先へ進んでいただいて、9ページにポンチ絵がございます。そちらのほうから説明させていただきます。

9ページ、地方議会の役割及び議員の職務の明確化等を内容とする地方自治法の改正についてです。

地方自治法が改正され、4月26日に成立しております。

この改正において、議会の関係では、真ん中のほうですが、①地方議会の役割及び議員の職務等の明確化、多様な層の住民の地方議会への参画を促進する観点から、地方議会の役割や議員の職務等について、法律上明確化されました。それが1つ目。

2つ目として、②請願書の提出等のオンライン化です。地方議会に対する住民からの請願書の提出や、地方議会から国会に対して提出する意見書、そういった手続を一括してオンライン化を可能とするという改正がなされました。

地方議会の役割等につきましては、公布の日の5月8日から施行されておりますが、請願書の提出のオンライン化等については、令和6年4月1日からの施行となっております。

10ページに行きまして、議会の役割等の規程の関係ですが、地方議会に係る憲法上の規定は、第93条に、地方公共団体には、法律の定めるところにより、議事機関として議会を設置、議会の議員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙すると規定され、それ

を受け、改正前の地方自治法では、89条に、単に地方公共団体に議会を置くという規定だけだったものが、今回、法律が改正されまして、1項目、地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織される議会を置く。2項目に、議会は、地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決する。3項目に、議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないと規定されました。これが1つ目です。

次、11ページですが、議会に係る手続のオンライン化等についてです。

これは、第33次地方制度調査会の答申で、住民と議会、議会と国会等の間で行われる法令上の手続について一括して、オンラインにより行うことを可能とすべきという答申がありまして、その答申を踏まえて地方自治法が改正され、手続等についてオンラインで行うことが可能となったということです。

主なものは、右側にありますとおり、住民からの地方議会への請願書の提出、また、地方議会から国会への意見書の提出がオンラインによることが可能となった。それ以外にも、下の四角囲みのほうですが、政務活動費に係る収支報告書の提出だとか、議員から議会への議案の提出、議長から欠席議員に対する招状の発出などがオンライン化可能ということになりました。

戻っていただいて、資料3、8ページですが、1番の経緯と2番の地方自治法の改正のところは先に説明しましたので省略します。

3番、県議会としてどうすべきなのかということですが、県議会の会議規則において、今回の地方自治法改正によりオンライン化が可能となった手続の詳細が規定されているため、その改正や、会議規則で文書によると定めている手続、出席催告などについて、オンライン化に対応するため、会議規則の改正、また、デジタル手続条例等を制定する必要があります。

対象規程は、会議規則や委員会条例、資産公開条例、政務活動費

条例などがあります。

この改正内容の検討に際しては、全国議長会において、会議規則の改正案の標準例というものを作成する予定でして、それを参考にし、また、執行部におけるオンライン化手続の対応なども踏まえて、今後この会議の場で改正案等を協議したいと思っております。

4番、当面の予定ですが、現在、全国議長会のほうで会議規則等の改正案の標準例を作成中です。7月以降になります。オンラインによる手続、実際、請願等を提出する場合、請願者の方が各会派を回って、内容を説明し、紹介議員になってもらえませんかということで署名されていますが、そういったことを実際どのようにオンラインでやっていくのかだとか、請願者の本人確認の手続をどのように行うのかなど、これから全国議長会において運用面の課題等を整理する予定でありまして、具体的なことはこれからになりますが、その検討状況を情報収集し、今後この会議の場で協議をしていきたいと思っております。

本県議会の予定としては、次回以降、この改革推進会議の場で協議をし、最終的には2月の定例会に会議規則等の改正案を提出したいと考えております。

説明は以上です。

奥野委員長 ありがとうございます。

ということで、これも、地方自治法の改正によってデジタル申請ができるということになるのですが、詳細をまた富山県議会として決めていかねばならぬということで、今説明いただいたとおり、7月には全国議長会から標準例が示されるということで、それをたたき台にまた御協議をいただきたいと思っております。

この件につきまして、何か御意見や御質問等ありますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

奥野委員長 それでは、次に、協議事項の4番、令和5年度議会改革に関する行動計画についてを議題といたします。

前年度の第5回議会改革推進会議におきまして、令和4年度行動計画の実施結果・検討結果と併せて、今後の方向性について確認をし、今年度の会議に引き継ぐということになっておりました。これを踏まえて、私のほうで今年度の行動計画案のたたき台を御用意しております。資料4が、そのたたき台ということであります。

行動計画案を事務局から朗読をお願いいたします。

事務局（柏議事課課長補佐）

〔資料4「議会改革に関する行動計画（案）」を朗読〕

奥野委員長 ありがとうございます。

今ほど行動計画案を朗読いただきましたが、この行動計画案につきまして御意見をお伺いしたいと思います。

会派順に伺っていきます。

自民党さん、もし過不足あれば、また御意見をお願いします。

永森委員 特にありません。

奥野委員長 新令和会さん。

澤崎委員 特にありません。

奥野委員長 立憲民主党さん。

井加田委員 問題ありません。

奥野委員長 日本共産党さん。

火爪委員 いいと思います。

奥野委員長 公明党さん。

佐藤委員 いいと思います。

奥野委員長 それでは、この案を令和5年度議会改革に関する行動計画とすることで御了承いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

奥野委員長 ありがとうございます。

それでは、令和5年度議会改革に関する行動計画は、今ほどの案で了承いただいたということで進めてまいりたいと思います。

なお、本日了承されました令和5年度行動計画の中で実施するこ

ととした項目の詳細については、私に御一任いただきたいと思います。

また、検討するとした項目については、次回以降この会議の場で議論を進めていきたいと思っておりますので、先ほどですね、大きくは2つございましたけれども、またいろいろと御協議をお願いいたします。

次に、報告事項ですが、広報編集委員会の取組について、武田委員から報告をお願いいたします。

武田委員 ありがとうございます。

広報編集委員会では、今年の3月以降、4回にわたり委員会を開催してまいりました。

議会広報紙、今ほどありましたように、TOYAMAジャーナルの発刊に向けて取り組んできたということでございます。

とにかく若い世代に広報紙に触れていただきたいということで、県議会への理解や関心を深めてもらえるよう、親しみやすい表紙のデザインや議員の紹介をはじめ、内容に工夫を凝らしたというものであります。

来月の上旬にはTOYAMAジャーナルを発刊させていただきますが、井加田委員には申し訳ございませんが、他の委員は広報委員でもあり、既にお目通しいただいておりますが、(広報紙を見せながら) こういうものを発刊したいということでもあります。

先ほど協議事項にもございましたように、公民館や図書館に配架し、また、SNSを使ってプッシュ型広告をしていくということを進めていきたいということでもあります。

また、QRコードのステッカーを作成しまして、スマホの裏に貼っていただき、より県民の皆様方に、いつでも、どこでも、誰でも、TOYAMAジャーナルが見られるように取組を進めていきたいということで、前回の委員会で御賛同いただいたところであります。

また、出前講座についても、これからどんどん取り組んでいき

いと考え、10月以降に向けての開催を調整し始めたところでございます。各委員の皆様方には、積極的な参加と御協力をお願いしたいというものでございます。

なお、昨年度同様8月には、県教育委員会で実施される高校生とやま県議会の活動の一環として、県議会議員と高校生の意見交換会も予定されております。

来月には各議員宛てに御案内いたしますので、こちらのほうも御協力をお願いしたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。ありがとうございます。

奥野委員長 ありがとうございます。

広報編集委員会の取組について何か御意見等ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

奥野委員長 ありがとうございました。

では次に、IT活用検討委員会の取組について、大門議員から報告をお願いいたします。

大門議員 それでは、IT活用検討委員会の取組について報告をさせていただきます。

先日、第2回の検討委員会を開催いたしました。そこで、今定例会から紙の資料を配付せずタブレット端末を活用した議会活動をしている中で、委員の方々から、タブレットの課題や、今後タブレットで何をしていきたいかなど意見交換を実施いたしました。

タブレットを使って資料を閲覧できることで、ペーパーレス化には大変つながったと思いますが、効率よく議会を運営しているとはまだまだ言い難いというような御意見であったり、またメール添付、そういったファイルのパスワードが設定されていると思うんですが、それが煩雑であったり、PDFの資料にメモが取れない、ほかにも、スマートフォンと連携したほうがいい、日程やスケジュール、そういったこともやっていきたい、また、タブレットの電源が必要など、そういった意見をいただいたところでもあります。

そういった中で、委員会としましては、全国でペーパーレス会議システムが導入されていまして、そういったシステムが何種類かありますので、そのシステムの試行をやってみまして、今後システムを導入するかどうかを検討していきたいと思っております。

また、オンラインによる委員会の開催についてのマニュアル等も作成をしまして、実装化に向けて考えていきたいと思っております。

以上となります。

奥野委員長 ありがとうございます。

それでは、今ほどIT活用検討委員会の取組について報告いただきましたけれども、何か御意見等ありますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

奥野委員長 それでは、今日の協議事項、報告事項は以上でありますけれども、せっかくの機会でありますので、その他何かありますか。

川島委員 すみません、協議事項でお伺いすればよかったのかなと思いますが、地方自治法の一部改正に伴って、今回、請願のオンライン化とか、いろいろあるわけですが、それこそ我々が富山県議会から全国議長会長を輩出していますが、時折、地方自治法にこの地方議会の役割が成文化された重みということを発せられています。

今、法施行の改正後間もなくだからだと思いますけれども、これまでの議会活動と変わらない中でも、この法文を成文化されたことの重みとか変化みたいなものを、できれば今後もちよっと全国的な県議会、どんなふうに取り扱っていく、当局との関係性が変わるものではないとは思いますが、いろいろその法制化によって変化があるとも捉えられるものですから、そこら辺はちよっとまたアンテナを立てて、例えば今回の改正で3本柱になっていますが、任用職員の勤勉手当の支給の緩和など、こんなことは富山県議会には適用されるのか、どういう取扱いなのかとか、まだまだ分からないところが多いものですから、ぜひそこら辺また全国的な地方議会の状況を情報収集いただいて、できるものなら全国議長会長を輩出する県とし

ても先進的に取り組んでいただきたいなという要望と意見とさせていただきます。

奥野委員長 ありがとうございます。

それこそ、地方議会の位置づけが明確化されたということについては、議会の権能をどう高めていけるのかということだと思いますし、これは今まで取り組んできた透明化とセットで、これからまたどう取り組んでいくかということはやっていかないといけないと思いますし、先般、事務局ともちょっと御相談をしていたのは、この地方自治法の一部改正で何がどう変わっていったのかということ自体を一回みんなで共有する勉強会みたいなものも必要かねと。そこで、議会の権能を高めていくための機運ではないですけども、私たちが意識を高めていかなんかねということも話をしておりましたので、またそれは都度、この後どうするかということで、また御相談したいと思います。

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

奥野委員長 それでは、今日の会議は以上とさせていただきますと思います。

次回の会議についてですけども、別途日程調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして第1回会議を閉会といたします。ありがとうございます。